

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法） および野生動植物の国内流通管理に関する要望書

背景

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法）が制定された 1992 年から現在までの間に、希少野生動植物を取り巻く環境や、社会の中で野生動植物に対する人々の認識は大きく変容しています。絶滅のおそれのある動植物種が年々増えていく一方で、人々の環境配慮への意識は高まり、企業や消費者にも環境保全の側面から責任のある行動をとるよう求められるようになりました。

野生動植物の取引も大きな変革を遂げています。世界的な野生生物の国際取引は増加を続け¹、また中国やインドなどアジア各国の経済的な台頭により、世界の市場構造は変容しています。インターネット等の情報技術の進歩により取引形態も様変わりしました。

アジアでももっとも早く野生動植物の輸入国として位置づけられてきた日本は、2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約の第 10 回締約国会議のあと、この条約の議長国として世界の生物多様性保全に関するリーダーとしての責務を負っています。この会議で合意された遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書や、生物多様性に関する新しい戦略計画（愛知目標）の実践においてもリーダーシップが求められます。世界の野生生物を利用する国として、日本が世界の生物多様性の保全にどのように貢献していくか、まさに再考を迫られる時期に来ているのです。

これら社会の変容と日本の果たすべき責任を考慮した法律とするため、「種の保存法」を改めて見直す必要があるとトラフィックは考えます。

「種の保存法」は、世界の生物多様性の保全や種の保存を国として実行に移すための日本国内の法律です。「環境基本法」の傘の下でその理念を汲むべき法律であると同時に、2008 年に制定され、生物の多様性を「人類共通の財産」と位置づけた「生物多様性基本法」の理念に基づくことも求められます。さらに「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、ワシントン条約）で求められる取引の規制や監視を国内の取引管理に反映させる役割を担っています。「種の保存法」はこれらの国際条約や基本法の目指すものを具体的に実現するための法律なのです。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

第 8 条 締約国のとる措置

1 締約国は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標本の取引を防止

¹ CITES ホームページ What is CITES? <http://www.cites.org/eng/disc/what.php> より（2012 年 2 月 1 日閲覧）

するため、適当な措置をとる。この措置には、次のことを含む。

- (a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれらの双方について処罰すること
- (b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること

「環境基本法」

第4条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

「生物多様性基本法」

第15条（野生生物の種の多様性の保全等）

国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲り渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

「種の保存法」に求められる役割を具現化するため、また法制度自体を有効に機能させるため、トラフィックは以下の3つの視点で、「種の保存法」と国内の野生動植物流通管理の強化の必要性について検討しました。

ひとつは、国内で流通する野生動植物の違法性、合法性を明確に判断できるようにすることです。野生動植物の個体や製品の流通に必要なトレーサビリティを確保し、また判断のための情報が入手できるよう情報を一般に公開することが必要です。「環境基本法」では、第4条で規定しているように、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的におこなわれるようになることを目指しています。民間の企業や市民を巻き込み、国内の各主体が積極的に種の保全のために関わっていくためにも、すべての者が、必要な背景情報をもとに、自ら判断して自主的に違法取引などを回避できるシステム作りが必要です。

また二つめとして、「種の保存法」が違法で持続可能でない取引を未然に抑止するには何が必要か検討しました。違法行為がおこなわれた場合の責任ある対処に加え、時勢や社会の現状に見合った適切な罰則等を備える必要があると考えます。

三つめとして、日本が様々な野生動植物を世界中から輸入し、その恩恵を受ける国として、現行の「種の保存法」では規制等の対象となっていない野生動植物についてどのよう

な対処をすべきか、日本が生物多様性を保全するために果たす役割として何が必要か、という点についても指摘しています。「生物多様性基本法」第 15 条では、絶滅のおそれのあるものだけでなく、「その他の野生生物の種が置かれている状況にも応じて」必要な措置を講じることとされていることから、時々刻々と変化する生物の状況に対応した法体制が必要です。

「種の保存法」には以下の条文があります。「種の保存法」によって、まだ絶滅のおそれのある状態に至る前の野生動植物種や、海外に生息する種に対しても責任ある対策を取る必要があるのです。

「種の保存法」

第 2 条（責務）

第 1 項 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）がおかれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

以上の視点から、具体的に種の保存法に必要と考える改正、および国内の野生動植物の流通管理をどのように強化していくべきか、トラフィックイーストアジアジャパンの提言を以下に述べます。

2012 年 2 月 21 日

トラフィックイーストアジアジャパン 代表 藤稿亜矢子
執筆者：トラフィックイーストアジアジャパン 金成かほる 齊藤つぐみ

目次

I. 合法的な野生動植物種と違法なものを判別できるように

1. 登録票の返納と時限設定ⓈⓂ	5
2. 個体登録方法の改善Ⓢ	7
3. 飼育繁殖施設の登録制度の構築Ⓢ	10
4. 取り扱い業者の登録制度の構築Ⓢ	13
5. 法の中で用いられる用語の改善Ⓢ	15
6. 象牙の事業者登録の義務付けと情報公開、標章のトレーサビリティ確保Ⓜ	17

II. 違法な行為への責任ある対処と未然の抑止の実現のために

7. 罰則の強化Ⓢ	20
8. 所持の規制Ⓢ	24
9. 原産地への返還費用の負担Ⓜ	26

III. 世界の中の日本—生物多様性の保全にむけた役割を果たすために

10. ワシントン条約附属書 II、III の生きた動物個体のトレーサビリティ確保Ⓢ	28
11. クマ類の取引管理強化Ⓢ	31
12. ウミガメ類の取引管理強化Ⓢ	33
13. 象牙の国内在庫量の把握Ⓜ	35
14. 識別困難を理由に対象外とする現行措置の改善Ⓢ	38
15. 登録票発行の目的条件の追加Ⓢ	41

Ⓢ：法律の改正が求められるもの

Ⓜ：現行法の施行の強化が求められるもの

I. 合法的な野生動植物種と違法なものを判別できるように

■ 登録票に有効期限を設定することを含め、登録票の発行から返納・失効までを管理すること。現行の登録票の返納義務については施行を強化すること。

<説明>

- ・ 現行の登録制度の有効性を確保するため、登録対象の動植物種が死亡するなどした際の返納義務がきちんと果たされるよう、施行を強化する（普及啓発や、生きた個体の場合は、寿命を加味した返納の督促など）。
- ・ 上記対策で効果が得られない場合は、登録票に期限を設定することを検討する。

<理由>

譲渡し等が原則禁止されている種でも、法適用以前に取得されたものや飼育繁殖個体など取引禁止の対象から除外されるものについては「種の保存法」の登録制度の対象となる。登録票によるこのシステムを有効に機能させるためには、登録票の発行だけでなく返納や失効も厳格に管理されることが求められ、その施行強化が必要である。もし返納等の規定が十分に機能しない場合は、登録票の有効期間を定めて定期的に更新するなど、登録票の時限設定を検討することもできる。時限設定にすることで、環境省（登録機関）が積極的にその有効性を確認せずとも、占有者が自主的に有効性を確認するシステムとなる。参考として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、種によって飼養許可の有効期限を定めることとされており（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条（飼養等の許可の条件））、この事例からも法制度として生きた希少野生動植物に対して時限を設定することは可能である。

<関連する条文>

第13条（譲渡し等の許可）

第20条（個体等の登録）

第21条（登録個体等及び登録票等の管理等）

第22条（登録票等の返納等）

第63条 罰則

「法施行令」 第4条（個体等の登録の要件）

<現状>

国際希少野生動植物種の個体等のうち、商業目的で繁殖させた個体やワシントン条約適用以前に取得された個体など、取引の禁止から除外されるものは環境大臣の登録を受けることができる（法第20条、法施行令第4条）。譲渡しの際は、登録票とともにおこなう義

務（法 21 条 2 項）、30 日以内の届出義務（法 21 条 4 項）が定められ、違反者への罰則として法 63 条 6 号が定められている。その際交付される登録票に期限はない。ただし個体等が死亡したり、占有しないこととなった場合は 30 日を経過するまでの間に環境大臣に返納しなければならないとされている（法第 22 条）。返納を怠った場合には、30 万円以下の罰金が科される（法第 63 条）。譲渡しをする予定のものとして登録をし、それを譲渡ししない、あるいは譲渡しの際に添付をしなければ、半永久的に有効な登録票を持っていることができる。

登録票の有効性については、登録データを保管している環境省（または登録業務を請け負う機関）のみが保有している。

<問題点>

現在、登録票の返納義務が課されている。しかし実際の返納件数は、登録件数や届出件数に対して返納数が極端に少なく、義務が厳格に施行されているとは言い難い（環境省によると 1993 年 4 月～2010 年の個体（そのほとんどが生体）に対する登録件数（約 22 万 2,000 件）、届出件数（約 28 万 1,000 件）に対して、返納件数は（約 6,000 件））。

登録票については、その登録をおこなった個体あるいは製品と登録票の一対一対応が難しい場合もあり、そのため以前ある個体で取得した登録票を他の個体にも流用し、不正に取引をおこなっているという違法事例が散見される。

過去の事例について（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

- 2011 年 7 月に摘発されたクモノスガメ *Pyxis arachnoides* の不正取引は、国内取引が原則禁止となる以前に取得した個体の登録票が、その個体が死亡するなどした後に手元に残り、それを別個体に対して不正に利用した事例であった。

■ 生きた国際希少野生動物種の個体登録の際、特性に適した最新の技術を有効に活用し、
一対一の個体識別をおこなうこと。登録個体に関する情報を一元化し、一般に公開するこ
とで、トレーサビリティを確保すること。

<説明>

生きた国際希少野生動物種の個体登録の際、マイクロチップなど種や分類群ごとの特性に応じて有効な識別技術・手法を用い、一対一の個体の識別が確実におこなえるようにする。また、登録された個体の情報や取引経緯の情報などを一元化し、一般に公開される仕組みを制度化することによりトレーサビリティを確保する。

なお、登録情報を一般に公開できない場合の対策として、法第 51 条に定める希少野生動物種保存推進員に対し、法第 50 条の希少野生動植物保存取締官の下でその業務を補佐する権限を与え、(新設又は法第 51 条 2 項 4 号の解釈)、同業務を遂行するのに必要な範囲で登録情報等を閲覧可能にするという、開示相手を限った情報公開の方法も考えられる。

<理由>

日本は生きた野生動物を毎年大量に輸入している。国内に輸入されてから、その流通をどのように管理するか、世界の生物多様性の保全の観点から一定の責任を負っている。

現行の個体登録の際の書類による識別方法では、一対一の個体識別に限界があることから、最新の技術などを用い、より確実な方法を導入する必要がある。

さらに、特に生きた動植物は繁殖する可能性があり、登録の際は親の出自の情報が必要となることから、その個体がどのような由来で取得されたのか、トレーサビリティを確保することは重要である。さらには命あるもの特有の潜在的な問題(たとえば遺棄、脱走、外来種問題、病気の伝播等)を考慮すると、生きた個体の個体識別とトレーサビリティ確保は一層重要になる。

電子的に一元管理された登録情報を一般に公開することには、個人情報保護の観点から問題があるという議論もあり得る。しかしこれは、取引が厳格に制限される希少野生動物を所持する責任と考えることができる。開示相手を限定する場合については、NGO のメンバー等が希少野生動植物保存推進員として守秘義務を負いながらも上記情報を閲覧し、違法取引の調査等に利用できるようにすることを目的としている。情報の一般公開に関する制度は、現行の登録機関だけでは人手や労力にも限界があることから、民間の熱意や能力を活用することも検討すべきである。

<関連する条文>

第 20 条 (個体等の登録)

「法施行令」第 4 条 (個体等の登録の要件)

「法施行規則」第 11 条 (個体等の登録の申請等)

<関連する他法令等>

ワシントン条約：

決議 7.12 (Cop15 改正)「附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件」

決議 8.13 (改正)「取引される生きた動物のマーキングのためのコード付き埋め込みマイクロチップの使用」

決議 12.10 (Cop15 改正)「附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を登録ならびに監視するための手続きに関するガイドライン」

<現状>

個体の登録については、主な特徴を記載するほか、写真を添付することになっている（法施行規則 第 11 条）。また適法に入手されたものであることを証明する書類を添付することとなっている。

日本は生きた動物個体を年間 65 万頭²以上輸入し（2010 年）、海外に生息する種を国内で流通させている。その中には、国際条約や原産国の法律など様々な法律で保護や監視の対象となっている種も少なくない。例えばワシントン条約対象の生きた動物の輸入頭数として日本は世界の上位に位置づけられている（鳥類：2 位、哺乳類：3 位、両生類：3 位、魚類：4 位、爬虫類：7 位）³。一方、生きた動物個体の違法な輸入や取引はあとを絶たない。年間約 300 頭以上の生きた動物（サンゴを除く）が、ワシントン条約にのっとりた手続きをせずに持ち込まれ、税関で差し止められている（2007～2008）⁴。特に生きた爬虫類などは、隠しやすい、大きな鳴き声をあげないなどの理由で密輸のターゲットとなりやすく、国内で摘発された際に密輸された個体だと判明することもある。こうした事実から、税関をすりぬけた違法な動物が国内に流通している可能性は否定できない。

近年は個体識別や追跡を可能にする様々な便利な技術が開発されている。これらの技術は、現在の技術によってより安価に実現可能となってきている。環境省においても、これらの標準化が技術的に可能かどうかの検討もおこなっており、種によってはこれらの技術が有効との見解が出されている⁵。市場でいくつかの種については実際マイクロチップが使用されており（ハウシャガメ *Astrochelys radiata*、ワニ類、等）、また附属書 I 掲載種の商

² 家畜を除き、昆虫、魚類その他を除いた生きた霊長類、クジラ目・海牛目、食肉目、爬虫類、鳥類、両生類の合計。税関貿易統計よりトラフィック試算

³ 出典：UNEP-WCMC CITES Trade Data Dashboard (<http://cites-dashboards.unep-wcmc.org/>) 2004 年～2008 年の合計（頭数）

⁴ 税関 ワシントン条約該当物品輸入差止等実績（2007 年、2008 年）

⁵ 自然環境研究センター「平成 20 年度希少野生動植物の国内流通管理検討調査等業務報告書」

業目的の飼育繁殖事業としてワシントン条約に登録された施設から輸出されるものに、識別のためのマイクロチップやタグや脚輪（鳥など）などがつけられている実績もある（アジアアロワナ *Scleropages formosus* など）。EU 諸国でも、若齢で小さい個体を例外とするなど体へのダメージに配慮しながら、動物へのマイクロチップ埋め込みの義務化をおこなっている⁶。

<問題点>

たとえば個体ごとの識別が見た目では困難な種については、身体的な特徴など書面上の情報だけで登録票と個体とを一対一対応させることは難しい。登録票という書類ベースの登録方法では、個体の同一性の証明には無力である。個体の成長なども考慮すると、その識別はさらに難しくなる。また現状の登録票のシステムでは、消費者が生きた動物を購入する際、過去にさかのぼり合法的に取引されてきたかどうかという取引経路の情報は得られない。これは、消費者が自ら進んで合法的で持続可能な取引をおこなうための障害となるばかりでなく、国内で不正取引があり密輸品を特定する場合、どの個体が合法あるいは違法に輸入されたものかを判断できず、適正な法執行ができないことにもなる。

過去の事例（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

2005 年摘発されたホウシャガメ *Astrochelys radiata*、マレーガビアル *Tomistoma schlegelii* の不正登録事件は、国内で繁殖した個体と偽って登録を得ていた。

- 2011 年 7 月に摘発されたクモノスガメ *Pyxis arachnoides* の不正取引では、2005 年の「種の保存法」でのクモノスガメの国内取引禁止前に取得した個体に対して発行された登録票が、その個体が死亡するなどした後に手元に残り、それが不正に使用された。

⁶ EU 野生生物取引に関する規制 (<http://www.eu-wildlifetrade.org/index.htm>) ”Marking and labelling of EU and CITES regulated wildlife” (http://www.eu-wildlifetrade.org/pdf/en/6_marking_en.pdf) (2012 年 2 月 3 日閲覧)

■ 生きた希少野生動植物種の繁殖施設の登録制度を導入し、施設の登録を義務づけること。
また施設の登録情報は、消費者など誰でも確認できるよう公表されること。

<説明>

野生から捕獲された個体が、市場で飼育繁殖個体と偽って取引されることを防ぐため、対策のひとつとして希少野生動植物種を販売等の商業目的に用いる場合の飼育繁殖施設を登録制とする。登録には「種の保存法」および動物の適正な管理を規定する「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反歴がないことを条件とする。さらにどの種において飼育繁殖がおこなわれているのかなどの情報を、管理当局をはじめ消費者など誰でも確認できるよう公表する。

<理由>

国際希少野生動植物種でも、飼育繁殖させたものについては登録をおこなえば取引が可能となる。そのため、飼育繁殖は取引される生きた希少野生動植物の主要な供給源となる。この個体登録の際に必要な「国内で繁殖させた」証明として利用できるよう、適正に管理されていることが確認できた繁殖施設が登録されることが必要である。こうすることで、野生捕獲個体を飼育繁殖だと偽る抜け穴をふさぐ。また繁殖個体がどの施設からきたか登録票等で確認できれば、その個体の合法性確認がスムーズになる。さらに、どの種でどのような飼育繁殖がおこなわれているのかといった情報が広く共有されれば、繁殖が容易、困難あるいは不可能な種など、市場に繁殖個体が出回る可能性を誰でも見極めることができる。

<関連する条文>

「法施行令」第4条（個体等の登録の要件）

「法施行規則」第11条（個体等の登録の申請等）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：

決議 12.10（Cop15 で改正）商業目的で附属書 I の動物を飼育下で繁殖させる事業の登録

決議 10.16（Cop11 で改正）飼育下で繁殖させた動物の種の標本

決議 7.12（Cop15 で改正）附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件

<現状>

希少野生動植物種の個体等の登録の要件は、以下のとおりである（法施行令第4条）

a. 国内で繁殖させた個体またはその個体から生じた器官であること

- b. 「種の保存法」適用日以前に国内に輸入された個体、器官であること
- c. 「関税法」第 67 条の許可を得て輸入され、商業目的で繁殖させた個体であること、またはワシントン条約適用前に取得されたものであること、同種が附属書 I に掲載されている附属書 II 個体群。

飼育繁殖個体の登録票取得の際に提出すべき書類等としては、氏名や住所、種名などの一般情報に加え、個体の写真を添付したうえ、親が合法的に取得されたことを示す書類あるいは親の登録票を添付しなければならないとされている。(法施行規則第 11 条)

実際に国内の繁殖個体として登録票を取得し、取引が可能となっている個体は、条約適用前の個体も含め、年間 7,000 件～1 万件程度である (2010 年までの 3 年間平均⁷⁾)。その個体が実際に繁殖させたものかどうかは、登録機関等が個別のケースに対応して書類に基づき判断している。その際、繁殖施設に関する条件などは法により定められていない。

日本の市場には、飼育繁殖させた生きた個体と同様に、野生から捕獲された個体が多数流通している。例えば 2006 年のワシントン条約対象の生きたトカゲ類の輸入頭数に対する野生個体の割合は半数を超えていた⁸。日本の市場では、飼育繁殖から得られたものと野生捕獲されたものが混在しているのが現状である。

一方世界の野生生物市場では、野生捕獲の個体を飼育繁殖と偽ってロンダリングされるということが様々な種において問題になっている (ミドリニシキヘビ *Morelia viridis* の事例⁹)。

<問題点>

野生から捕獲された個体が飼育繁殖個体と偽って取引される事例が絶えないことは、世界的に問題視されている。そのような中、同法では飼育繁殖施設を管理していない。繁殖個体として登録申請があったとき、その個体が人工的に繁殖させた個体か、あるいは野生から捕獲・採取され密輸して持ち込んだ個体か、その都度個別に、書類に基づき検証している。しかし野生個体と飼育繁殖個体の識別は非常に困難である。書類上での判断となるとさらに困難となる。このことが、密輸された個体を飼育繁殖個体だと偽る抜け穴となりうる。

また現状では、法執行の場面においても、違法取引された希少野生動物を押収しても、繁殖個体である旨主張された場合、これを反証するのは極めて困難であり、摘発の際の障

⁷ 「希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書 (案)」平成 24 年 3 月 希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議資料

⁸ UNEP-WCMC による情報提供 (2011 年 7 月 7 日)、トラフィックが分析

⁹ Lyons J.A. et al. Wildlife laundering through breeding farms: Illegal harvest, population declines and a means of regulating the trade of green pythons (*Morelia viridis*) from Indonesia. *Biological Conservation* Volume 144, Issue 12, December 2011, Pages 3073–3081

害となることもある。

過去の事例

- 2005年8月に摘発されたホウシャガメ *Astrochelys radiata*、マレーガビアル *Tomistoma schlegelii* の事件は、国内で飼育繁殖された、あるいは商業的に飼育繁殖されたものが正規に輸入されたという登録の条件を利用し、違法取引された個体を国内で繁殖した個体と偽って登録を得たものである。

■国際希少野生動植物を取り扱う（輸入・飼育・取引等を含める）業者の登録制度を構築すること。業者登録の要件に同法あるいは関連法規への違反がないことを含めること。登録業者に関する情報は公表すること。

<説明>

国際希少野生動植物として指定される種の輸出入・販売などの取引や飼育繁殖をおこなう取扱業者は例外なく登録され、環境省の管理下におく。業者登録の登録資格及び登録拒否事由については、実質的経営者を含む運営関係者が、本法、および関連法令の違反がないことを条件とし、登録業者が同法に違反した場合に登録を取り消せるようにする。また登録業者には種の保存の意義や生物多様性の保全などに関する知見を持つことを義務とし、講習を受講するなどの資格を要件とした責任者の配置の義務化も検討する。適正な登録業者かどうか判別できるように、登録業者に関する情報は消費者などが誰でも確認できるように公表する。

<理由>

法を犯したものの再犯を防ぐため、罰則とともに、業を停止させることができる機能を法に持たせる必要がある。業をおこなう者に対して、一定の義務を課すことで、世界的に保全と取引管理が重要視される種の取引により利益を得ているという自覚を促し、世界の生物多様性に影響を与える可能性があることを認識できるようにする必要がある。希少野生動植物は、緊急的な保全の必要があり、違法取引のおそれも高い。生態について解明されていない部分も多く、生体の投棄等による生物多様性への害悪のおそれも否定できない等の理由で、取り扱いはより慎重であるべきである。

関連する条文

第 20 条（個体等の登録）

第 20 条の 2（原材料器官等に係る事前登録）

第 20 条の 3（事前登録を受けたものの遵守事項等）

第 65 条 罰則

<関連する他法令等>

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護管理法）※動物取扱業の登録について定める

第 12 条（登録の拒否）

第 19 条（登録の取消し等）

<現状>

「種の保存法」で対象としている希少野生動植物の取引を業としておこなう者が同法の

規定に違反したとしても同じ業を引き続き営むことができる。法人に罰金が科されることはあるが（法第 65 条）、業を取り消されることはない。

生きた動物については哺乳類・鳥類・爬虫類の輸入業者、販売業者などの取り扱い業者については「動物愛護管理法」で動物取扱業の登録の必要がある。ただし「種の保存法」で違反しても、動物愛護管理法で違反しない限り動物取扱業の登録は取り消されない。また、両生類・魚類・植物等はこの対象ではない。

さらに「種の保存法」においては国際希少野生動植物について現状は誰でも取り扱うことができ、業としておこなうための最低限の知識や資質を問われることはなく、監視や管理も行き届いていない。

<問題点>

たとえ特定の取り扱い業者が「種の保存法」の違反行為を繰り返し、有罪となっても、その者が希少野生動植物種を取り扱うことができるため、業者などに再犯が見受けられる。また、人類共通の財産である生物多様性に大きな影響を与える可能性のある業であるにも関わらず、刻々と変化する法体系の周知や必要な知識の取得は自主性に任されたままである。特に生物の置かれた状況などに応じワシントン条約など法規制は刻々と変わるが、誰が希少野生動植物を取り扱っているのか把握されていないため、重要な情報を周知することができない。

過去の事例について（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

再犯の事例

- アジアアロワナ *Scleropages formosus* やカメ類の密輸経歴があり、執行猶予中だったペットショップ経営者は、2001 年にタイ、バンコクからホウシャガメ *Astrochelys radiata*、マレーガビアル *Tomistoma schlegelii*、インドホシガメ *Geochelone elegans* を密輸。さらに 2007 年にコモンマーモセット *Callithrix jacchus* 3 頭タイから密輸するなど、違法行為を繰り返している。
- 2005～2006 年に不正登録等で逮捕された爬虫類販売卸業者は、1989 年にシロテテナガザル *Hylobates lar* やベンガルヤマネコを密輸、また 1991 年にもマツカサトカゲ *Tiliqua rugosa* を密輸しようとしてオーストラリアで逮捕されている。

■同法中で用いられる用語のうち、「陳列」「備え付ける」などといった一般的に定義が不明瞭な用語を見直すこと。

<説明>

「販売又は頒布をする目的で陳列」や登録票を「備え付ける」といった、言葉から得られる意味が一般的に共有できない用語、つまり用語だけでは意味する行為が限定できず解釈を必要とする言葉使いについては、特別な解釈を必要としない言葉使いに変更する。また、インターネットや通信販売など、いかなる形式で譲渡し等がされる場合においても定義が明確となるよう変更する。

<理由>

「陳列」「備え付ける」等の用語の定義については、法律用語として一定の解釈が可能であるものの、電子商取引の活発化など新しい取引形態が出てきたことに伴い、店舗を前提としない取引に対して法律としてより明確に対応する必要がある。インターネット上でおこなわれるどの行為が違法になるのかを誰でもわかるよう明確にする必要がある。

<関連する条文>

第 17 条（陳列の禁止）

第 21 条（登録個体等及び登録票等の管理等）等

「法施行規則」第 9 条（陳列の禁止の適用除外）

<現状>

現在は下記のように定められている。

「希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない」（法第 17 条）

「販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、個体等の場合は登録票又は原材料等については事前登録済証を備え付けておかなければならない」（法第 21 条）。

また法第 18 条では、個体等の陳列をしている者に対して、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができることとされている。

<問題点>

たとえば店先に国際希少野生動植物種の個体や製品が置かれているが、それが販売目的かどうかをどのように判断されるのか、あるいは近年目立って見られるインターネット上での取引において、どのような行為をおこなうことが法の規制の対象となるのかなど、現行上の記載方法では一般の人々には判断できない。たとえば登録票の有無に何ら触れずに

インターネットオークションに出品されていた場合、出品者が登録票を持っていないのか、ただ出品情報として掲載していないだけなのか、消費者はその合法性を判断できない。またそうした出品方法自体が違法なのかも明確でない。現状は、法律では明確に規定されていないため、その都度状況に応じて勧告等で個別に処理されている。これでは一般消費者の法遵守への協力を得られないばかりか、法で定められた規制の範囲もあいまいなまま残され、取引を適切に管理・規制するという法の本来の目的を達成できない。

過去の事例について

希少野生動植物のインターネットオークションで、登録票の有無が明示されていない場合は多い（トラフィックが 2009 年 3 月におこなった調査より）

出品者による規制・法律等に関する何らかの記載があったケースとその内容（内容の正当性に関わらず転記）	
アロワナ	17 件／35 件（49%）
	登録票、証明書あり
	譲渡に関する書類などはすべて完備
	現地ファームの証明書と書類等揃っております
	証明書は後日郵送
	写真（登録票・現地の証明書）あり
	インドネシア産 平成 20 年 1 2 月輸入個体
	登録票、証明書、名義変更書類等すべてととのっています。
	現地発行証明書あります・証明書、サイテス後日発送します
スローロリス	1 件／1 件（100%）
	登録票もすべてそろっています
トラ毛皮	6 件／6 件（100%）
	捕獲規制以前
	ワシントン条約以前
	【国際希少野生動物種登録票】 登録記号番号 第 XXX 号
ヒョウ毛皮	2 件／9 件（22%）
	ワシントン条約制定前
	ワシントン条約以前
ビクーニャ	0 件／5 件（0%）
	一部にのみ販売が許されている。（法令記載はなし）

■特定国際種（ゾウ科）の事業者の届出をより徹底すること。また消費者もアクセスできるように事業者の登録情報を公開すること。さらに標章の情報を公開することで象牙製品のトレーサビリティを確保すること。

<説明>

- ・すべての事業者が届出をおこなうよう徹底し、さらに適正に届出をおこなっている事業者かどうか一般の消費者が知ることができるよう、広くアクセスできるインターネットなどで事業者情報を公開する。
- ・象牙の標章（認定シール）については、標章（認定シール）の添付された製品の市場での信頼性と付加価値を高めるため、経済産業省は、製造業者と小売業者に対して、認定シールの申請、添付、正しい取扱を積極的に指導する。象牙の製品の出所が追跡でき、誰でも閲覧できるようしくみを構築し、インターネットなどで公開する。

<理由>

ワシントン条約の下、象牙の合法的な輸入が認められた国として、合法性の確保への責任は大きい。国内で象牙の違法取引が報告されているなか、事業者届出や標章（認定シール）は、消費者が違法なものを買わないように見極める唯一のツールとして有効に機能しなくてはならない。こうした既存の制度の信頼性を高めるために施行レベルでの制度の強化が必要である。

<関連する条文>

特定国際種事業の届出について

第 33 条の 2 （特定国際事業の届出）

第 33 条の 3 （特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第 33 条の 4 （特定国際種事業を行う者に対する指示等）

第 59 条、第 62 条、第 63 条 罰則等

標章について

第 33 条の 6 （管理票の作成及び取扱い）

第 33 条の 7 （適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

<関連する他法令等>

「特定国際種事業に係る届出等に関する省令」

<現状>

1989 年、ワシントン条約締約国はアフリカゾウ *Loxodonta africana* を附属書 I に掲載することに合意し、すべてのゾウと象製品に関する国際取引を全面禁止した。その後、南部アフリカ諸国では自然死したゾウの牙の管理が負担となるなど、象牙の在庫管理の課題が

生じた。1997年第10回締約国会議で、輸出国および輸入国が一定の条件を満たした場合に限り、在庫象牙を取引することが一回だけ認められた。その結果、南部アフリカ3ヵ国のアフリカゾウは附属書IIに移行した。さらに、2006年にも一回だけの取引が認められ、南部アフリカ4ヵ国から2009年に輸入がおこなわれた。こうして日本は1998年に約50t、2009年に約40tの象牙をワシントン条約の監視下で合法的に輸入した。日本は、一定の条件を満たした輸入国として2度とも輸入が認められた唯一の国である。

ゾウの牙を扱う事業者は、環境省・経済産業省に業の届出をする義務があり（法第33条の2）、届出をしないで特定国際種事業をおこなった場合は50万円以下の罰金が科される（法第62条）。象牙の届出をおこなった特定国際種事業者には届出ステッカーが配布され、店頭に表示するよう指導されている。しかしステッカーの取り扱いに関する法的規定はなく、店頭に表示せずとも違法ではない。

象牙が切断されると、取引業者はカットピースに対し所定の書式にのっとった管理票を付けることができる。この管理票は象牙製品の原料が合法的に入手されたことを示す。管理票の作成は義務ではなく任意である。ただし登録票又は管理票が添付されている象牙から製造された製品については、製造業者が所定の申請書に記入のうえ、環境省発行の標章を申請することができる（法第33条の7）。最終製品は政府が発行する標章によって認定されるが、標章の添付は義務ではない。申請した製品以外のものに標章を取り付けた場合は、30万円以下の罰金となる（法第63条）。

<問題点>

- ・ 特定国際種事業をおこなう事業者については、届出をすることが義務づけられているが、実際には届出をしていない事業者もいる（過去の事例参照）。特定国際種事業者には届出ステッカーが配布され、店頭に表示するよう指導されているが、届出ステッカーの表示は義務ではないため、表示がないというだけで届出事業者でないかどうかを確認することはできない。
- ・ 象牙の標章（認定シール）については、添付の方法が明確に決まっていなくても、添付がなくとも違法ではないため、消費者が合法的なものと違法なものを区別するには不十分である。登録情報などと照らし合わせるなどして確認することができないため、消費者は、添付された標章が正規のものかどうかを客観的に判断できない。

過去の事例について（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

- ・ トラフィックがおこなった2009年3月の象牙の市場調査によると、訪問調査をおこなった80店のうち、届出事業者ステッカーを目視できる場所に表示していた店は、33店であった。また調査した80店について事業者の届出がされているか経済産業省に問い合わせたところ、5店は届出がないことがわかった。

- トラフィックがおこなった 2009 年 3 月の調査によると、標章を添付していた店舗は 80 店中 52 店であった。店頭では標章が添付されていることは少なく、また標章があっても販売が成立した時点で添付するなど、小売店での管理は不十分である。調査の際、販売員にインタビューした結果、標章について理解できている販売員と、標章の趣旨を理解していないとみられるコメントも聞かれた。
- また都内の骨董市でも調査をおこなったところ、象牙が販売されていた 25 店のうち、届出事業者ステッカーが目視できる場所に提示されていたのは 1 店であった。

II. 違法な行為への責任ある対処と未然の抑止の実現のために

■罰則を強化すること。量刑の上限を引き上げるとともに、違反時の対処に関わる罰則（没収、業の取り消し、生きた違反個体の管理にかかる費用負担等）を加えること。

<説明>

生物の多様性を重視した視点に立ち、違法な野生生物取引を排除する社会づくりのひとつとして、同法違反時の罰則を以下のように厳格化する。

- 確実な抑止力となるよう罰則の量刑（罰金、懲役）の上限を大幅に引き上げる。法65条の両罰規定についても同様に量刑を引き上げる。
- 違反に関わった希少野生動植物種を没収できるようにする。
- 違反時における業の停止を罰則に加える。
- 「種の保存法」の特定国際種事業の届出事業者が違法取引にかかわった場合、届出事業者の認定を取り消し、業の停止をおこなう。
- 生きた違法個体の飼育・保管にかかる費用の負担を違反者に対し義務づける。また違法個体・物品の没収後の管理体制についても明確な制度を策定する。

<理由>

野生生物の不正な利用は、生物多様性を損なうものであり、将来の人間の生活にとって有害である。にもかかわらず、現在の罰則はこの問題が社会的に重要視されていないことを示している。罰則規定は1992年に「種の保存法」が制定されて以降改定されておらず、近年市民の中で高まる環境への意識や生物多様性保全に関する関心が反映されない規定となっている。

希少野生動植物種は取引によって大きな金銭的利益を生む場合が少なくないため、現行の罰則では十分な抑止効果が得られていない。また両罰規定について、行為者個人に対してではなく、その勤務先の雇主や会社に対して高額な罰金を科することによる違法行為の抑止効果を得るために、罰則を引き上げる必要がある。さらに罰則として懲役刑と罰金刑しか定められておらず、違反があった場合の法執行（業の取り消し、違法に取引されたものの没収、その後の費用負担等）に係る責任ある対処を規定し、再犯を防ぐための規定を強化、または新たに追加すべきである。

<関連する条文>

第58条～66条 罰則

第16条（違法輸入者に対する措置命令等）

第33条の3（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第33条の4（特定国際種事業を行う者に対する指示等）

*参考となる他法令

「特定外来生物による生態系等の被害に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）

罰則 第 32 条～第 36 条

<現状>

「種の保存法」では、譲渡し等、あるいは輸出入、陳列などを法に違反しておこなった場合の罰則は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられる。法人に対しても同程度の罰金が科される。

登録票のみの譲渡に対しては、法第 21 条 3 項、第 63 条 6 号で 30 万円以下の罰金が科せられる。

参考として、「外来生物法」では、許可なく特定外来生物の販売等をおこなった場合は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、また法人に対しては 1 億円以下の罰金が科されている。

一方、生きた動物個体（たとえば爬虫類）が市場で販売される価格は数十万円～数百万円に及ぶ場合も多く、市場価格と比較しても罰金が低いことがわかる。他の同様な法令（例えば外来生物法）と比較しても罰則の上限が低い。また現在は違法に取引されたことが明らかでない個体・物品であっても、没収の規定が定められていないため、違反者が所有し続けることができる。さらに違反後も業をおこなうことは制限されない。現在、所有権が放棄された違法な動植物のその後の管理、特に生きた個体の飼養については動物園等に依頼されているが、その際に継続的にかかる費用負担については同法により規定されていない。

特定国際種事業の届出事業者は、記載台帳の作成・保存が遵守事項として定められている（法第 33 条の 3）が、これに関連した環境大臣・経産大臣の指示に違反した場合、3 ヶ月以内の事業の全部または一部の停止を命じられる（法第 33 条の 4）。しかし現在まで処分を命じられた事業者はいないという（「希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書（案）」より）。その他の届出事業者の違反行為に対して届出認定の取消や業の停止に関する規定はない。

<問題点>

希少野生動植物種の個体あるいは製品はしばしば高額で取引される。トラフィックが調査したところ、例えば生きた爬虫類の小売価格の平均は一頭約 10 万円であった。一頭 100 万円を越えるものも市場では少なくない。現状の罰金では個体の販売価格と比較して低く、抑止効果が低い。現状は同法違反には再犯を繰り返すケースが少なくない。さらに、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）による生きた動物の動物取扱業者の登録は「種

の保存法」に違反した場合でも取り消されることはなく、事業継続は可能であるため、違反を繰り返すおそれも高くなる（取扱業者の登録制度構築に関する提言の項（15 ページ）参照）。

また現行法では違反事例の捜査や摘発の際に対象となった違法個体・物品を没収する規定がないため、それらが違法に入手されたものであっても、所有者が任意で所有権放棄をしない限り没収することができない。このことは法執行を難しくし、また違法に取得した対象物を所有し続けることができるという矛盾した状況を生んでいる。

過去の事例について（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

野生生物が犯罪の対象とされた際の高額事例

- 2011年5月、6月に大手象牙取扱業者が逮捕された事件では、合計500万円、1700万円で象牙を買い取っていた。
- 2011年5月にペットショップ経営者が逮捕された事件では、ヘサキリクガメ *Astrochelys yniphora* 2頭が700万円、ホウシャガメ *Astrochelys radiata* 1頭100万円で取引されたという
- 2009年7月にチョウ輸入販売会社社長が逮捕された事件では、アレクサンドラトリバネアゲハ *Ornithoptera alexandrae* とホメルスアゲハ *Papilio homerus* の計4匹を172万5000円で販売していた。
- 2004年11月にペットショップ経営者らが逮捕された事件では、密輸されたヘサキリクガメ1頭100万円で販売していた。
- 1999年のペットショップ経営者らのオランウータン *Pongo pygmaeus* 密輸・違法販売の事件では、ワウワウテナガザル *Hylobates moloch* が173万円、オランウータンが100万円で売却されていた。
- 2003年の野生生物の連続窃盗事件において、盗まれたブラウンキツネザル *Lemur fulvus fulvus* は1頭100万円、レッサーパンダ *Ailurus fulgens* は動物園から盗まれた後、ある人物を経て、次に250万円で売却され、さらにそこから別の人物に339万円で売却されていた。

何度も繰り返される野生生物犯罪

- アジアアロワナ *Scleropages formosus* やカメ類の密輸経歴があり、執行猶予中だったペットショップ経営者は、2001年にタイ、バンコクからホウシャガメ、マレーガビアル、インドホシガメ *Geochelone elegans* を密輸。さらに2007年にコモンマーモセット *Callithrix jacchus* 3頭タイから密輸するなど、違法行為を繰り返している。
- 2005～2006年に不正登録等で逮捕された爬虫類販売卸業者は、1989年にシロテナガザル *Hylobates lar* やベンガルヤマネコを密輸、また1991年にもマツカサトカゲ *Tiliqua rugosa* を密輸しようとしてオーストラリアで逮捕されている。

- その他、「種の保存法」の裁判では、以前の違反歴のある人物が再び違法行為を犯し摘発される裁判となっている事例が見受けられる。

■法第 3 条の条文中「所有権その他の財産権」を「適正な所有権その他の財産権」と変更する。生きた希少野生動植物種を所持する者に、その個体の合法性証明の義務を課す規定を設けること。

<説明>

法第 3 条の条文中「所有権その他の財産権」を「適正な所有権その他の財産権」と変更する。個体の所持（飼育・展示等を含む）についても合法性証明という義務を課すかたちで規制の対象とする。

例えば以下のような対処の方法が考えられる。

(1) 違法に輸入され又は譲渡された希少野生動植物であることを知りながら所持している場合に対する対処（違法譲受け（法 12 条 1 項、第 21 条 2 項）であると立証できない場合で、かつ、譲り受け後の一定時期には希少野生動植物であることの認識が立証可能な場合もあり得る）→ 罰則の新設（違法譲渡しと同等の罰則が必要。）

(2) 知らずに所持している場合

環境大臣が提出命令を発することができるようにする。所持者の所有権は否定しないが、所持につき無過失であることを照明する義務を課す。

- ① 認定機関に提出するよう環境大臣が命じることができることとする。
- ② 認定機関が、希少野生動植物の認定をおこない、適正な登録をおこなう。
- ③ 登録が可能なものであれば、登録後、正当な権利者として所持者に返還する（これらの費用は所持者の負担とする。）
- ④ 登録ができないものであれば、環境省が認定するしかるべき施設（動物園等）において保管し、費用負担を所有者に求める。
- ⑤ 所持者が、処罰及び費用負担を免れるためには、所持につき善意・無過失であることを証明する必要があるものとする。

<理由>

「種の保存法」が対象とする野生動植物は、世界でももっとも高いレベルで種の保全が必要とされている希少な種である。これらの種は、地球の自然が生み出した生物多様性の賜物であり、「生物多様性基本法」の前文で明記されているように「人類共通の財産である」。こういった特性のある希少野生動植物種を、ある特定の個人・法人が所持することで、その恩恵を特定の人だけが受けることとなる。「環境基本法」では第 4 条で「環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的におこなわれるようになること」を目指すとしており、この観点からも、特定の恩恵を受ける者は相応の責任（所持する動植物の合法性を証明すること）を担うべきであると考えられる。

「種の保存法」の根拠のひとつともなっているワシントン条約では、条約に違反してお

こなわれる標本の取引を防止するために違法に係る標本の取引もしくは所持又はその双方について処罰すること（条文第8条1項）、としており、所持も規制の対象になり得ることを示している。ワシントン条約の目的を国内規制として引き継ぐ「種の保存法」においては、所持規制に関して検討することが必要である。

瑕疵ある所有権その他の財産権よりも、逼迫した危機に瀕した野生生物、自然環境の保護を優先させなければ、本法の趣旨は全うされない。

<関連する条文>

第3条（財産権の尊重等）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：条文第8条1項

<現状>

現在「種の保存法」において標本の取引のみを処罰することとしている。そのため違法取引の対象となった希少野生動植物の所持を規制することはできず、任意放棄を促すことしかできない。したがってワシントン条約に違反した密輸その他不正な出所の個体が押収されないまま所持され続けることとなる。実際の事例をみると、所持者が任意放棄に応じない事例もある。（水際での参考事例：通関時にワシントン条約対象種がみつかったも、法的規制がないため、現行法では税関職員は没収できず任意放棄を求めている。）

<問題点>

「種の保存法」により取引が規制されている国際希少野生動植物種は、世界的にも種の存続が懸念されている種である。これらの種を一個人（法人）が所持するにあたっては、直接的あるいは間接的な恩恵（例えば経済的、精神的、文化的等）を所有者が受けていることになる。しかし現状では、所持に伴う義務はないため、このことが不公平だと考えることもできる。こうした観点からは、所持する者が利益と同時に責任を担うという意味で、合法性証明の義務を負うことも検討する必要がある。

そのほか、所持の規制がないことが、違法性のある物品の押収等ができないなど法執行の妨げになっているケースもある。

■押収された生きている標本を原産国に返還する場合には、違法な行為をおこなった者が返還費用を負担することを義務とするよう、第 16 条（違法輸入者に対する措置命令等）を強化すること。

<説明>

第 16 条では、違法輸入者に対して、「必要があると認める時には返送を命ずることができる」、「返送の費用の全部又は一部をその者に負担させることができる」としているが、この返納手続に関する施行細則を制定し、積極的に活用する。返送ができる場合には、違法行為者がその費用を負担することを義務づける。

<理由>

ワシントン条約第 8 条には、押収された生きている動物を輸出国に返送するための規定を設けることを求めており、また同条約決議 10.7（Cop15 で改正）のガイドラインでも押収された動物の収容方法や、原産国または再輸出国に返送する費用などについて行動計画を作るよう勧告している。これらを適切に実施するため、違法行為をした者が返送にかかる費用を負担することを義務づける必要がある。

<関連する条文>

第 16 条（違法輸入者に対する措置命令等）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：決議 10.7（Cop15 で改正）「附属書に掲げる種の没収された生きている標本の処分」

<現状>

法第 16 条で、「経済産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境大臣及び経済産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、経済産業大臣又は環境大臣及び経済産業大臣(第五十二条において「経済産業大臣等」という)は、自らその個体等を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる」としている。すべての事例において費用負担を義務付けることにはなっていないため、実効性に乏しい規定となっている。また実際これが実現した事例もほとんどない。

<問題点>

実際は、生きている動物がいったん密輸されると、原産国に返還することは多くの要因から困難である場合が多い（所有権、受け入れ国側の体制、生態学的な問題など）が、可能な場合には違法に密輸をした者が責任をとるべきである。しかし現在の条文では費用負

担が義務づけられていない。これでは、ワシントン条約締約国として国際的な責任を果たせず、また違法な行為をしたものが必ずその責任をとるようになっていない。

過去の事例について（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

以下は、密輸された生きた動物の返送が決まったのち、違法行為をしたものが返送費用を負担した事例である。

- ・ 違法な行為を行ったものが、返送費用を負担した事例として：平成 11 年に大阪梅田のペットショップで押収されたオランウータン *Pongo pygmaeus* 4 頭、フクロテナガザル *Hylobates syndactylus* 1 頭、ワウワウテナガザル *H. moloch* 1 頭が、翌年 2 月に原産国インドネシアに返送された。インドネシア政府からの返還要請を受けて、インドネシア政府関係者、関係省庁で協議の上、インドネシア側に引き渡し、インドネシア側が本国への返送をおこなう方法で返送。返送に要する費用は事件の被告人が負担。

（2000 年 1 月 20 日環境省野生生物課報道発表より）（学名は新聞等に記載された和名よりトラフィック調べ）

III. 世界の中の日本 -生物多様性の保全にむけた役割を果たすために

■ワシントン条約附属書 II・III に掲載されている生きた動物個体について、輸入時から国内で取引される全過程においてトレーサビリティを確保すること。トレーサビリティシステムに登録された各個体情報は一元化され、一般公開されること。

<説明>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）附属書 II、III に掲載されている生きた動物個体は、輸入時に事前確認を経てから輸入される。その後国内で流通することになるが、これらの動物個体について、開発されている新しい技術（マイクロチップなど）を用いた個体ごとの追跡（トレーサビリティ）システムを導入するなど、個体識別を可能とし、かつ消費者など誰でも各個体の取引経路（輸入時点以降）をさかのぼって追跡できる仕組みを設立することを裏付ける条文を加える。

<理由>

国内には、ワシントン条約附属書 II、III の動植物が何の管理もされず流通している。国内の市場に出回る動植物が、ワシントン条約等を遵守し合法的に取引されたものであると消費者が判断できるようにするためには、少なくとも生きた個体についてトレーサビリティを確保する必要がある。

特に附属書 II、III に掲載された動植物種は、現時点で絶滅のおそれはないものの、監視が必要であると国際的に認められた種である。この中で、少なくとも日本の水際で違法取引が多くみられる種については、水際での監視のみならず国内の取引をモニタリングする必要がある。

<関連する条文>

第 2 条（責務）

第 20 条（個体等の登録）

第 20 条の 2（原材料器官等に係る事前登録）

第 20 条の 3（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第 21 条（登録個体及び登録票等の管理等）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：決議 11.9（Cop13 改正）「アジアその他の地域の淡水カメ並びにリクガメの保護及び取引」

<現状>

日本には海外に生息する種も含め生きた動物が年間 65 万頭¹⁰輸入され（2010 年）、そのうちワシントン条約附属書 II および III の掲載種が 2008 年には約 10 万 3,000 頭、2009 年には約 7 万 7,000 頭輸入され、それらが国内で流通している。例えばリクガメ類などでは、日本は世界有数の輸入国となっている。その中には、原産国の法律の下で保護や監視の対象となっている種も少なくはない。このように日本は輸入国として世界の生物多様性に恩恵を受けている一方、生きた動物個体の違法な輸入や取引はあとを絶たない。日本の水際において、年間 300 頭（2007－2008 年平均）以上の生きた動物（サンゴ類を除く）が、ワシントン条約にのっとりした手続きをせずに輸入されようとして税関で差し止められている¹¹。国内にも違法な個体が一部流入している可能性が否定できない。

<問題点>

税関による差し止めの状況から、国内には違法な経路をたどって取引されてきた個体が流入している可能性が否定できないが、「種の保存法」の対象となっていない大半の種に関する国内の流通状況は不明である。

現行では、附属書 II、III の生きた個体が国内で流通する際に監視や規制の法律は存在せず、その個体がそれまでに正規に流通してきたかを追跡することは求められていない。消費者が生きた動物を購入する際に、合法的取引経路をたどってきたのか、種の存続を脅かさない消費であるのか、客観的な情報を得て判断することはできないことになる。

また、同法第 2 条で、「野生動植物の種がおかれている状況を常に把握する」ことが国の責務と規定されているにもかかわらず、現状、指定された希少野生動植物種以外の種に関して状況が把握されていない。

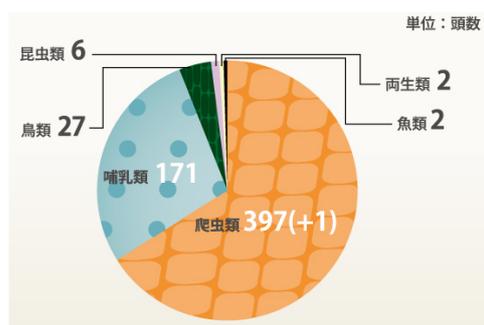
過去の事例について

税関の差し止め事例（右図参照）

日本国内で押収された事例

- 2004 年に摘発されたヘサキリクガメ *Astrochelys yniphora* の不正取引は、2003 年に密輸したが水際にて発覚せず、国内に持ち込み違法取引をおこなったことで摘発された。（ワシントン条約 I で、水際で発見されなかったケース）

2007 年～2008 年に税関によって押収された生きた動物または死体（サンゴ類を除く）



注：記録中の1件については爬虫類とサンゴの合計で3個体というものがあつた。これを爬虫類1頭とすると、合計は397頭となり、2頭とすると398頭となる。
出典：財務省関税局、2007年

¹⁰ 財務省の貿易統計よりトラフィックが算出。家畜を除き、昆虫、魚類その他を除いた生きた霊長類、クジラ目・海牛目、食肉目、爬虫類、鳥類、両生類の合計。

¹¹ 税関 ワシントン条約該当物品輸入差止等実績（2007 年、2008 年）

海外で保護されているが日本に流入している事例

- インドホシガメ *Geochelone elegans*
インドホシガメはワシントン条約附属書 II に掲載されており、また原産国であるインド、スリランカ、パキスタンの 3 カ国それぞれの法律で野生個体は保護されている¹²。しかし日本には第三国を輸出国としてこの種が輸入され、市場にも広く出回っている¹³。大量に日本に輸入した記録がある第三国の中には、正規のブリーダーの存在が認められない国もある¹⁴。この種については各国で違法取引の摘発がおこなわれていることもあり、取引のモニタリングは重要である。
- パンケーキリクガメ *Malacochersus tornieri*
パンケーキリクガメは現在ワシントン条約附属書 II に掲載されており、また原産国であるケニア、タンザニアそれぞれの法律で野生個体の輸出が制限されている。しかし違法な国外流出があるとしてワシントン条約事務局からもこの種の輸入をしないようにとの警告が発せられたこともある（1995 年）¹⁵。以降、輸出は割当等で制限されているが、日本には輸入され、市場にも広く出回っている。世界各国で違法取引が指摘されており、取引のモニタリングは重要である。
- マコードナガクビガメ *Chelodina mccordi*
インドネシアのロティ島に固有の種である。種の記載が 1994 年におこなわれて以来、捕獲などが割当量などで制限されてきたが、トラフィックサウスイーストアジアの調査によると正規にライセンスを取って捕獲した者はいない（2005 年現在）という。また 2001 年以降はインドネシアが取引を許可していないため、1994 年以降に取引された個体は違法に入手あるいは取引されたものである¹⁶。現在ワシントン条約附属書 II に掲載されている。日本はワシントン条約の取引記録があり、トラフィックの 2007 年の調査でも販売が確認されている。

¹² Demand Driven: The trade of Indian Star Tortoises *Geochelone elegans* in Peninsular Malaysia. Shepherd, C. R. et al (2004) TRAFFIC Southeast Asia.

¹³ CITES Trade Database よりトラフィックが分析

¹⁴ Sheperd, C.R. pers comm, to TRAFFIC East Asia – Japan

¹⁵ ワシントン条約第 11 回締約国会議提案資料 Prop.11.39 (ケニアと米国)

¹⁶ The trade of the Roti Island Snake-necked Turtle *Chelodina Mccordi*. Shepherd, C.R et al (2005)TRAFFIC Southeast Asia

■ 「種の保存法」の譲り渡し等禁止の対象外とされている下記について、「種の保存法」の対象に加えること。

- 国内に生息しているツキノワグマ *Ursus thibetanus* とヒグマ *Ursus arctos*
- クマノイ（熊の胆）とよばれるクマ科の胆汁、胆嚢や、それを含む製品

<説明>

- ツキノワグマおよびヒグマについて、「種の保存法施行規則」第5条2項5号にある、「次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき適法に捕獲（殺傷を含む。）された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
イ ウルルス・アルクトス（ヒグマ）
ロ ウルルス・ティベタヌス（異名セレナルクトス・ティベタヌス。アジアクロクマ）」という部分を削除し日本に生息するクマおよびその部分を「種の保存法」の対象とすること。
- クマノイおよびクマノイ製品を、「種の保存法法律施行令」第2条 別表第四において、「器官」および「加工品」と指定し、規制の対象とすること。

<理由>

ツキノワグマ *Ursus thibetanus* とヒグマ *Ursus arctos*（一部の個体群）についてはワシントン条約附属書Iに掲載されている。その保護は世界的な問題として、ワシントン条約締約国、特にクマの生息国並びに消費国には責任を果たすことが求められている。

クマの生息国でもあり利用国でもある日本は、国内のクマの状況に応じた適切な対処に加え、自国が消費する海外のクマについても実質的な効力をもった取引管理をおこなわなければならない。

<関連する条文>

第12条（譲渡し等の禁止）

「法施行規則」第5条2項5号

「法施行令」第2条 別表第4（器官及び加工品）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：決議10.8（Cop14で改正）「クマの保護及び取引」

<現状>

海外に生息するアジアクロクマ（ツキノワグマ）*Ursus thibetanus* やヒグマ *Ursus arctos* に関しては、国際希少野生動植物種として「種の保存法」の対象とされている。しかし、日本に生息し、鳥獣保護法で適法に捕殺されたアジアクロクマ（ツキノワグマ）*Ursus*

thibetanus やヒグマ *Ursus arctos* については、「種の保存法施行規則」第5条2項5号にその除外を明示されていることで、「種の保存法」の譲り渡し等禁止の対象から除かれている。

また、クマノイおよびクマノイ製品は、「種の保存法法律施行令」第2条別表第4において、「器官」および「加工品」の指定から外れている。その結果日本では、輸入品か、あるいは日本国内で得られたクマノイが流通し消費されている。

日本国内に生息するクマ類については、保護に留意すべき地域個体群（Lp）として石狩西部、天塩・増毛地方のエゾヒグマ、下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地、九州地方のツキノワグマが挙げられており、国内に保全すべき個体群が存在している（2007年公表のレッドリスト）。一方、年間約1,300～5,200頭（2006年～2010年）のツキノワグマおよびヒグマが国内で合法的に捕獲（捕殺含む）されており、これらはクマノイとしても合法的に流通しうるものである。

<問題点>

日本国内に生息し適法に捕殺されたクマや、国内で流通するクマノイ製品全般が「種の保存法」の対象から外されているため、日本のクマノイ市場に対しては規制やモニタリングがおこなわれていない。一方で下記の事例のように、クマノイの違法取引が継続的に存在している。しかし、現状の制度のみでは、海外から合法的に輸入されたクマノイや国内で合法的に捕殺された個体のクマノイと、密輸されたクマノイや国内で違法に捕殺されたクマノイといった違法なものを見分けることはできない。これが海外からの密輸を助長する要因ともなりうる。そのため国内外双方のクマの保護管理に悪影響を与える可能性がある。

過去の事例について

- クマ科が日本に違法に入ってきている事例として、税関の差し止めデータを見ると、2007-2010年のクマに関する製品の差し止め件数全207件のうち、196件（約95%）の形態が薬やクマノイであった。2010年に税関で差し止められたクマに関するものは25件であったが、そのすべてが薬であった。こうしたことから日本に違法に持ち込まれるクマ類の形態がクマノイやその製品である確率は高く、日本でも違法に輸入された製品が出回っている可能性がある。
- 2007年に、ロシアからクマノイ（クマの胆のう）を密輸入したとして関税法違反の容疑で暴力団組員らが逮捕された。

■ 「種の保存法」の譲渡し等の禁止の適用除外とされている国内で採捕されるウミガメ類について、種の保存法の対象に加えること。

<説明>

現在、譲渡し等禁止の適用から除外されている、国内で合法的に捕獲されたウミガメ類についても規制の対象とすること。

<理由>

ウミガメ類の保全については、生息国でもあり、世界有数の消費国でもある国としての責任を果たさなければならない。海外からの輸入、国内での捕獲を含めて違法な出所の製品が出回らないよう、海外から違法に輸入されたものか、国内で合法的に採捕されたものを消費者が判断できるようにする必要がある。

<関連する条文>

第12条（譲渡し等の禁止）

「法施行規則」第5条2項6号（譲り渡し等の適用除外）

<現状>

特にウミガメ科のタイマイ *Eretmochelys imbricata* の甲羅は、日本ではベッコウ（鼈甲）として知られ、装飾品として利用されてきた。一方ウミガメ科 Cheloniidae 全種はワシントン条約で附属書Iに掲載され、商業的な国際取引は禁止されている。

「種の保存法」においては、ウミガメ類は国際希少野生動植物種に指定されている。海外から輸入したウミガメ類については原則的に譲り渡し等が禁止されているが、「種の保存法施行規則」第5条2項6号において、「漁業法」「水産資源保護法」やそれらに基づく政令や規則に基づき、国内で適法に採捕されたものについてはその適用が除外されている。国内で捕獲されるウミガメ類は、各地域の「漁業調整規則」や「海区漁業調整委員会指示」により採捕、所持、販売のすべてが規制されている場合もあるが、採捕と所持のみに限った規制など、部分的にだけ規制されている場合もあり、国内で合法的に捕獲されたものも取引すべてが規制されているわけではない。

<問題点>

現状の制度では、国内で捕獲されたウミガメと密輸されたものとを識別できない。登録票がなくても、国内で適法に採捕されたものであれば違法ではないこととなるが、市場で生きたウミガメまたは剥製が販売されていた場合、その個体が国内で捕獲されたものか、輸入されたものか、あるいは国内で飼育繁殖されたものか区別をつけることは困難である。原産国が適切な輸出管理体制をとっていても、現状の日本の制度のように、輸入国で不正

輸入を見分ける方法がなければ不正なものが市場に混入するおそれがある。

過去の事例について

- ・ タイマイの密輸事例として：2003年5月、タイマイの甲羅（1550枚、約88kg）をインドネシアから密輸入しようとした貿易商が関税法違反の容疑で告発された。また、2002年5月、成田空港にてタイマイの甲羅を不正輸入しようとして日本人3人が逮捕された。（前後3回にわたり合計26.5kg押収される。）
- ・ タイマイの差し止め事例として：2009年、シンガポールや中国から4件（約2kg+36個のウミガメの甲羅）、2010年に中国からの1件（2kg）が差し止められている（日本税関）。
- ・ 1995年には事件の捜査対象者が飼っていたアオウミガメ *Caretta caretta* が押収されたが、入手経路を調べたところ沖縄県で密漁者が捕獲したものだことがわかった。

■象牙の国内象牙在庫量を把握するために、譲り渡し等するつもりのない全形象牙の登録も促し、象牙の国内在庫量を把握するとともに、既存のデータを効果的に用いて在庫量の推移を把握・分析し、そうした情報を公開すること。

<説明>

象牙の国内象牙在庫量の把握のために

- ・ 業者に関しては、現時点で売る（譲り渡し等）つもりがない全形象牙も環境省へ登録し、また個人が所持する全形象牙についても、登録するようより一層の指導をする。（施行レベル）
- ・ 「種の保存法」で、環境省が報告徴収を定期的におこなうよう改正する。
- ・ 環境省と経済産業省は、記載台帳の内容についてのデータベースを活用し、象牙の在庫量・消費量またその推移などを把握、分析し、情報を公開する。（施行レベル）

<理由>

国内において輸入された象牙を適正に管理する責任や国際社会からの期待は特に大きい。日本はワシントン条約の象牙専門家視察団や決議の規定に応じて、様々な管理制度を導入してきた。それでも 2006 年に国内最大規模の象牙の密輸が発覚したことや、海外でもいまだ大規模な象牙の密輸が摘発されていることから、違法な象牙が国内に流入する可能性は否定できない。違法な象牙が国内市場に知らないうちに流れ込んでしまわないよう細心の対策をとる必要がある。

理由なく登録数が急増したり、その他不自然な変化を察知し、密輸の存在を感知することができるようにするため、日本が国内に抱える在庫量として、個人や業者が所持している全形象牙については把握できるようにすることが重要である。また既存のシステムを活用し、報告徴収を定期的におこない在庫量を正確に把握し、その動向について適格な分析をすべきである。

<関連する条文>

第 13 条（譲り渡し等の許可）

第 20 条（個体等の登録）

第 33 条の 3（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

<関連する他法令等>

「特定国際種事業に係る届出等に関する省令」第 2 条（書類の保存）

<現状>

1989 年、ワシントン条約締約国はアフリカゾウ *Loxodonta africana* を附属書 I に掲載することに合意し、すべてのゾウと象製品に関する国際取引を全面禁止した。その後、南部

アフリカ諸国では自然死したゾウの牙の管理が負担となるなど、象牙の在庫管理の課題が生じた。1997年第10回締約国会議で、輸出国および輸入国が一定の条件を満たした場合に限り、在庫象牙を取引することが一回だけ認められた。その結果、南部アフリカ3カ国のアフリカゾウは附属書IIに移行した。さらに、2006年にも一回だけの取引が認められ、南部アフリカ4カ国から2009年に輸入がおこなわれた。日本は1998年に約50t、2009年に約40tの象牙をワシントン条約の監視下で合法的に輸入していることとなる。日本は、一定の条件を満たした輸入国として2度とも輸入が認められた唯一の国である。

「種の保存法」では、象牙の全形牙（未加工象牙）を譲渡売買するときだけ登録を義務づけているため、所持するだけでは登録の必要はなく、現在登録されている全形象牙の量は、国内の全形象牙の総量（在庫量）を表していない。条約適用以前に取得されたものとして証明することができれば随時登録が可能であるために、輸入が合法的にできない現在においても、毎年登録がある状態である（下表）。ここから正確な在庫量を把握することはできない。

また届出業者は記載台帳を作成し、5年間保管しなければならないとされており、その在庫量については、記載台帳の報告によって知ることができるが、記載台帳の内容を定期的に報告することは規定されていない。

全形象牙の登録数（1995-2008）

年	登録本数 A	登録重量(kg) B	返納本数 C	返納重量(kg) D
平成7(1995)	2,252	40,354.32	32	821.9
平成8(1996)	3,749	51,568.70	522	10,834.10
平成9(1997)	347	5,952.25	384	7,853.40
平成10(1998)	63	1,011.85	384	7,384.45
平成11(1999)	5,501	50,346.78	1203	13,576.53
平成12(2000)	75	1,377.29	1382	13,663.97
平成13(2001)	119	2,070.41	752	8,897.35
平成14(2002)	63	1,094.10	538	6,081.87
平成15(2003)	75	1,528.56	443	4,756.13
平成16(2004)	107	1,638.83	394	4,551.91
平成17(2005)	252	3,877.07	153	2,510.53
平成18(2006)	408	6,606.62	567	5,771.94
平成19(2007)	358	5,557.92	371	4,692.09
平成20(2008)	431	7,040.72	64	1,265.99
合計	13,800	172,984.69	7125	91,396.17

*：1995年のみ7～12月の集計。それ以降については暦年で集計。

出典：環境省

<問題点>

在庫量をはっきりしないため、密輸等で国内の在庫量が急に増加しても気づくことがで

きない。その場合、密輸されたものが、既存の管理システムの中の製品に紛れ込んだとしても、合法的な製品と同様にして市場に出回ってしまう可能性がある。以下のような違法事例もあるが、このような事例は氷山の一角である可能性がある。

過去の事例について

- 2011年5月、6月に「種の保存法」違反で大手象牙印材販売会社が摘発された事件では、登録されていない全形象牙を届出事業者が買い取っていた。
- 2006年には関西空港で、国内でも最大規模とされる約3tもの象牙の押収事件があった。
- 2000年には、象牙の密輸（関税法違反）で、当時象牙の組合理事を務めていた象牙事業者が逮捕されている。このまま密輸が発覚しない場合は、合法的に届出を受けた事業者が販売するものとして、これらから製造した製品が国内の市場に流れる可能性がある。
- 世界的にみると、一度に800kgを越えるような大規模な象牙押収事件が少なくとも2011年には13件起きていて、国際的にみても密輸や違法取引は続いている。

■ 識別が困難との理由だけで、器官や加工品を規制対象から除外しないこと。

<説明>

「希少野生動植物種保存基本方針」で規定されている希少野生動植物種の「個体等の範囲」について、「容易に識別することができる」の部分を削除し、区別が困難との理由だけで器官や加工品を規制対象から除外しない。日本が取引に関わり、頻繁に取引される形態がわかっている場合、少なくともその形態が対象外とならないようにする。また同時に、識別の問題を克服するため、継続的に情報収集や調査研究をおこなう。

<理由>

国際希少野生動植物種の指定のひとつの根拠となっているワシントン条約においては、原則的に野生動植物の個体のすべての部分および、それらを使った製品すべてが規制の対象となっている。国内においても同様にすべての部分や製品を対象とすべく努力すべきこととは言うまでもない。「生物多様性条約」の前文には、「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではない」と明記されており、また「生物多様性基本法」の第15条（野生生物の種の多様性の保全等）には、「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲り渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。したがって必要な措置を実施するか回避するかについては、その難易度ではなく重要度で判断されるべきである。世界的なレベルで見ても現実的でない、などといった場合に、識別努力に手間取ることによって、より重要な問題に手が及ばなくなるようなことは本意ではないが、少なくとも頻繁に取引される製品や部分、あるいは日本の影響力が大きいと考えられるものについては規制対象とすべきである。

<関連する条文>

「希少野生動植物種保存基本方針」 第3「希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項」の1

「法施行令」第2条 別表第4（器官及び加工品）

<現状>

野生動植物を種レベルで識別することは困難な場合もある。現在、「種の保存法」で規制の対象種や対象となる部分を特定する際に、「容易に識別することができる」という条件が基本方針に規定されている。しかし容易に識別できないという実務上の理由で対象からは

ずしたことで、本来の目的である種の保全に貢献できなくなつては本末転倒である。「種の保存法」の種指定の根拠ともなっているワシントン条約の附属書 I 掲載種は、国際取引によって脅かされている種が指定されている。ワシントン条約では同様に識別の問題を抱えているものの、原則的には野生生物の全器官やその製品すべてを規制の対象としている。附属書への掲載にあたっては、附属書改正提案の提案国から提出される提案書や IUCN とトラフィックが作成している『IUCN/TRAFFIC Analyses of Proposals to Amend the CITES Appendices at the 15th Meeting of the Conference of the Parties』において、取引に関する情報がまとめられている。こうした参考資料を元に、主な取引形態が指摘されれば、それにより優先順位を決めることができる。

さらに識別の困難を克服するために、各国政府機関や NGO が、識別マニュアルを作成したり、法科学的な機関を設けるなど様々な取り組みをおこなっている。

<問題点>

事例 1：国際希少野生動植物種の爬虫類の卵について

2005年8月に摘発されたマレーガビアル *Tomistoma schlegelii* の不正登録事件では、動物園から譲り受けた卵を孵化させたとして、国内で繁殖した個体と偽って登録を得たもので、国際希少野生動植物種の卵が不正取引に悪用された事例である。

国内希少野生動植物種については鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱（一部除く）の卵は陳列・譲渡し等の禁止の対象となっているのに、国際希少野生動植物種については、爬虫類の卵が規制の対象になっていない（法施行令第2条（希少野生動植物種の卵及び種子））。爬虫類の卵について、既に対象とされている国内種のものと比較して、国際種の卵が、より識別が難しいということはないはずである。

野生動植物種保存基本方針で定められているように、種の選定にあたっては、「ワシントン条約」の附属書 I 掲載種および二国間の渡り鳥保護に関する協定等に基づき相手国から通報のあった種を対象としている。すでに対象となっている国際希少野生動植物種の鳥の卵は上記理由で対象とされていると考えられることから、個体すべてを対象としている「ワシントン条約」を根拠とした種としての対象に「卵」が含まれないのは不備があると考えられる。現状のままでは、国際的に希少とされる野生動植物種の爬虫類の卵の規制が日本では機能しないこととなり、国際的な責任を果たしていないといえる。国際希少野生動植物種の爬虫類の卵が孵ってからだけ対象とされるとすると、もし卵の間に移動がおこなわれていた場合、孵った時点で合法的な入手であったことを証明するのは難しくなるのではないかと考える。

事例 2：クマノイ（熊胆）やそれを含む製品について

2007-2010年のクマに関する製品の差し止め件数全207件のうち、196件（約95%）の形態が薬やクマノイであった。2010年にワシントン条約掲載動物種の個体・部分・派生物が税関で差し止められたのは504件で、そのうちクマに関するものは25件であったが、そのすべ

てが薬であった。そのことから日本に違法に持ち込まれるクマ類の形態がクマノイやその製品である確率は高く、日本でも違法に輸入された製品が出回っている可能性があるが、こうしたクマの薬については、「種の保存法」の譲り渡し等禁止の適用除外とされている（前述、クマ類の取引管理の項参照）。

■登録票を発行する条件として、譲渡し等の目的を問うこととする。その個体・部分あるいはその親が輸入・入手された際の本来の目的を踏襲することとし、また野生の個体群に悪影響を及ぼさないと認められた目的に沿ったものとする。またその目的は登録票に明記する。

<説明>

登録票によって可能となる取引の目的に一定の条件をつけ、野生の個体群に悪影響を及ぼさないと認められた目的に限る。あるいは登録票を伴った取引がおこなわれるに際しては種の保存に役立てることが推奨される。登録票に目的を明記することで他の目的に転用されることを防ぐ。

<理由>

野生動植物は人類の共有の財産であり、野生動植物の取引は野生の個体群に対し、悪影響を及ぼさない範囲の中でおこなわれるべきである。そのため、その取引の目的についても一定の制限をつける必要がある。例えば、「ワシントン条約」条文第3条3項においては、附属書I掲載種の輸入許可書は、「輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のためにおこなわれるものでないと助言し」「輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認め」たものに発給されることになっており、取引の目的について言及されている。国際希少野生動植物種の取引についても、このように目的や配慮事項を定めることが検討されるべきである。

また、研究・教育目的等で輸入された親を持つ飼育繁殖個体については、その本来の目的を支援し、当初の目的がその子孫においても厳格に踏襲されるよう、目的の条件を定めるべきである。

また登録票にその旨明記されていれば、客観的にその個体登録の目的が実際の取扱いと合っているか判断できる。

<関連する条文>

第4条（個体等の登録の要件）

<関連する他法令等>

ワシントン条約：条文第3条 附属書Iに掲げる種の標本の取引に対する規制

<現状>

国際希少野生動植物種の登録に際しては入手元についての条件があるものの、譲渡し等の目的について条件はないため、登録票さえあれば目的を限らず取引が可能となる。これ以外に、動物園・水族館・研究機関等により（繁殖・学術研究・教育・個体の生息状況又

は生育状況の調査・その他種の保存に資すると認められる目的に限り）協議（国の機関又は地方公共団体の場合）又は許可申請（私企業、法人等の場合）によって譲り渡し等がおこなわれる。

<問題点>

現状、希少野生動植物種として指定されている種で、例外的に登録票を取得して商業目的で取引される動植物の多くは、その希少価値なども加味されて高額で取引されている。こうしたことから、登録票によって可能となる取引は、市場の価値を上昇させ、原産地における違法捕獲・採集や違法取引を誘発する可能性と常に背中合わせである。希少野生動植物種を取引し、利益を得る際には種の保存への配慮を条件としなければ、登録制度自体が免罪符のように用いられ、種の保存という本来の目的を果たせないことになりかねない。

過去の事例について

- 象牙の国際取引について：ワシントン条約において象牙の一回限りのオークションが認められた時（前述の象牙の項参照）、附属書 II に掲載されたアフリカゾウに付された注 5 には「取引の収益は、専ら、象の保護並びに象の生息域又は当該生息域に隣接する地域社会の保護及び開発計画に使用される」とある。取引に際して収益を種の保存などに役立てる目的意識を明確にしている例である。
- トラの中国国内の事例について：トラはワシントン条約附属書 I に掲載され国際取引が禁止されているが、中国国内では飼育繁殖させたトラの流通を認めるかどうかかが議論になっている。しかし、飼育繁殖個体であってもこの種の市場を再開させることは、野生個体に与える影響が大きいという国際的な圧力があり、現在市場は再開されていない。飼育繁殖の個体であってもその種が取引されるという事実が、野生の個体群に悪影響を及ぼすと考えられている事例である。